

千葉マリンスタジアム再構築事業者選定委員会設置条例
(設置)

第1条 本市は、千葉マリンスタジアム再構築事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 市長の諮問に応じ、千葉マリンスタジアムの再構築に関し、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べること。

ア 民間事業者の募集に関する事項

イ 民間事業者の選定に係る基準に関する事項

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(2) 市長の諮問に応じ、千葉マリンスタジアムの再構築に係る業務の事業計画書等の審査及び評価を行い、その結果を市長に報告すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項に関し、前条第1号に規定する調査審議をさせ、又は同条第2号に規定する審査及び評価をさせるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する第2条第1号に規定する調査審議又は同条第2号に規定する審査及び評価が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の責務)

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 委員及び臨時委員は、直接的であるか間接的であるかを問わず、利害関係のある事案については、当該事案に関する第2条第1号に規定する調査審議並びに同条第2号に規定する審査及び評価に参加することができない。

- 3 委員及び臨時委員は、直接的であるか間接的であるかを問わず、第2条各号に規定する市長の諮問に係る事案に関する入札に参加し、又は民間事業者の提案に参画してはならない。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。